

# 原爆死没者慰霊等事業補助運用方針

## 1 補助金の交付要請

- (1) 補助事業者は、別添の「原爆死没者慰霊等事業補助要望調書」を、健康福祉局原爆被害対策部調査課に提出するものとする。
- (2) 前項の調書の提出期限は、次年度の事業分について、前年度の9月末日とする。
- (3) 調査課は、提出された調書に基づき、必要に応じて調査及び関係者との協議を行う等により、補助の可否について検討する。

## 2 補助の要件

- (1) 要綱第2条第2項第1、2号関係

次のような事業は対象としない。

- ア 一般戦没者との合同慰霊式典の開催並びに合同慰霊碑の建設及び改修
  - イ 戦争一般の被害に関する内容を主とする出版物の刊行事業
  - ウ 戦争一般の被害に関する内容を主とする遺品展・絵画展等各種イベント事業
  - エ 原爆死没者を慰霊する目的で実施されるものであることを参加者全てに明確に周知させている事実が確認できないイベント事業
- ※ これらを確認するにあたっては、実施写真、看板・垂れ幕等による表示、案内パンフレットの配布等を参考とする。

- (2) 要綱第2条第2項第3号関係

- ① 次のような宗教的要素を有する事業は対象としない。

〔慰霊式典の場合〕

- ア 名称に法要、法会、ミサなどの宗教的行事であることを示す用語があるもの
- イ 僧侶、神父等宗教家による慰霊行為が行われているもの
- ウ 実施主体が宗教上の組織・団体又は宗教家であるもの
- エ 実施場所が宗教施設内又は次項に規定する慰霊碑と認められる施設の周辺であるもの
- オ 順序・作法等が宗教の定める方式に則ったものであるもの（読経、焼香等）
- カ その他、事業の内容が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるなど宗教的要素を有するもの

〔慰霊碑の建設及び慰霊碑の改修の場合〕

- ア 碑文中に宗教的用語が刻まれているもの
- イ 碑型が特定の宗教的シンボルとなっているもの
- ウ その他、慰霊式典の場合の要件を準用する。

〔出版物の刊行及び各種イベント事業の場合〕

- ・ 慰霊碑の建設及び慰霊碑の改修の場合の要件を準用する。

- ② 政党、団体又は個人の思想等を主張するもので、中立公正性を欠き、公金を支出することが不適切であると認められる場合は対象としない。

## 3 補助金の算出

要綱第4条にいう寄附金その他の収入額とは、売上金、広告収入、他の補助金（国又は地方公共団体からのものを除く。）、広く一般からの寄附金等をいう。

#### 4 補助対象経費

(1) 要綱第4条の補助対象経費は、要綱別表に定めるもののほか、各費目ごとに次の基準によるものとする。

① 謝礼金

ア 講師、演奏等に対する謝礼については、1人6千円以内、総額6万円以内を対象とする。

イ 会場設営等に対する謝礼については、1人3千円以内、総額3万円以内を対象とする。

② 旅費

ア 来賓、講師の旅費のみで、3人以内のJR運賃相当額を対象とする。

③ 需用費

ア 食事、弁当代の経費は対象としない。

イ お茶代とは、式日用茶菓（酒類を除く。）代をいい、出席者1人120円以内、総額3万円以内とする。

ウ 参加者への記念品、参加賞に要する経費は対象としない。

エ お供えに要する経費は、総事業費の5%以内を対象とする。

④ 役務費

ア 慰霊事業案内のための新聞広告費は、1回を対象とする。

⑤ 備品購入費

ア 慰霊事業に必要で、それでは使用できないもののみを対象とする。

(2) 慰霊碑の建設事業及び慰霊碑の改修事業においては、慰霊碑の製作、設置に要する経費（慰霊碑の改修事業にあっては、慰霊碑の改修に要する経費）のみを対象とし、完成、竣工式典に要する経費は対象としない。

#### 5 補助申請書の提出期限

要綱第5条第1項に定める補助申請書の提出期限は、原則として、実施前年度の2月末日までとする。

（附 則）

この運用方針の改正は、平成4年7月24日から施行する。

（附 則）

この運用方針の改正は、平成7年4月1日から施行する。

（附 則）

この運用方針の改正は、平成9年4月1日から施行する。

（附 則）

この運用方針の改正は、平成12年3月22日から施行する。ただし、改正後の5は、平成13年度分の補助申請から適用する。

（附 則）

この運用方針の改正は、平成18年1月30日から施行する。

（附 則）

この運用方針の改正は、平成20年4月1日から施行する。

（附 則）

この運用方針の改正は、平成23年4月1日から施行する。